

瑞穂町行政評価委員会第30回補助金等審査分科会 審査・報告事項

審査事項（3件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
4審査-10	協働推進部 産業経済課	瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金	1
4審査-11	協働推進部 安全・安心課	瑞穂町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金	2
4審査-12	福祉部 健康課	多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成事業	3

報告事項（5件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
4報告-8	福祉部 子育て応援課	私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金	4
4報告-9	福祉部 健康課	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業（出産・子育て応援交付金）	5
4報告-10	福祉部 健康課	バースデーサポート事業	6
4報告-11	教育部 学校教育課	瑞穂町就学援助費	7
4報告-12	教育部 学校教育課	瑞穂町特別支援教育就学奨励費	8

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 農政係
担当者名	田中 悠也
補助対象 スマート農業や環境負荷の軽減に取り組む農家を支援し、農業生産における省力化、効率化及び環境と調和のとれた地域農業の持続的な発展を目指すことを目的として、補助対象事業に係る経費に対し瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減事業補助金を予算の範囲内において交付します。	
規 程 等 瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付要綱（作成中）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 別紙のとおり	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 国は、スマート農業普及のための環境整備を進めているほか、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において2050年までに目指す姿として化学肥料の使用量の30%低減などを掲げています。 町の農業を将来にわたって持続させ、未来へつなげていくためにも、支援が必要です。	
補助金額及び補助割合 ① スマート農業推進事業 補助対象経費の2／3以内 ・ 認定農業者及び認定新規就農者 上限額50万円 ・ 農産物販売金額年間50万円以上の販売農家 上限額15万円 ② 環境負荷軽減事業 補助対象経費の1／2以内 ・ 認定農業者及び認定新規就農者 上限額10万円 ・ 農産物販売金額年間50万円以上の販売農家 上限額3万円	
実施期間 令和5年度から	
その他	

事業概要

(1) 補助対象者

- ・町の区域内に住所を有する認定農業者（農業法人を含む）及び認定新規就農者
- ・町の区域内に住所を有する農産物販売金額年間50万円以上の販売農家

(2) 補助対象経費

① スマート農業推進事業

環境制御システム、ロボット草刈機、ロボット運搬機、アシストスーツなどのロボット技術やICTなどの先端技術の導入経費

※具体的には農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載しているもの、または上記カタログ掲載品と同等の機能を有し、農業生産の効率化に資すると認められるもの

② 環境負荷軽減事業

生分解性マルチフィルム、たい肥及び有機質肥料などの環境と調和した農業資材の購入経費

(3) 審査方法

① スマート農業推進事業 申請書類により、あらかじめ定めた審査の観点に基づき、スマート農業の専門家等で構成する専門家会議で審査を行い、採択・不採択及び補助金額を決定します。また、専門家からは補助事業実施に伴うアドバイス等をいただき、申請者の営農に活用します。

② 環境負荷軽減事業 補助対象の判断は、生分解性プラマークの有無、生産業者保証票を添付してある普通肥料の中の有機質肥料に分類されるものなど一定の基準により行います。

(4) その他

本事業は、原則として3年間実施した後、効果検証したうえで見直し等の検討を行います。ただし、制度運用上、必要が生じた場合は、内容の見直しを行います。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町消防団員準中型自動車運転免許取得補助金
担当部署	協働推進部 安全・安心課 安全係
担当者名	吉岡 大介
補助対象 瑞穂町消防団の団員であり、平成29年3月12日以降に初めて普通自動車免許証を取得した者または取得しようとする消防団員に対し、消防ポンプ自動車を運転するために、準中型免許取得の補助金を創設するものです。	
規程等 補助金交付要綱は承認された後に作成します。	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 補助対象者が、道路交通法に定める指定自動車教習所において、準中型免許を取得する場合に要する入学金、教習料金、教習コース使用料、教習所入所後最初に受ける検定に要する経費その他町長が認める経費とします。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 平成29年3月12日道路交通法の改正により準中型免許が新設されました。普通自動車免許で運転できる車両総重量は3.5トン未満になったため、消防ポンプ自動車（車両総重量約4.9トン）を運転することができない消防団員が現在28人います。 これまでも中型免許の新設により、平成19年6月2日以降の普通自動車免許で運転できるのは、8トン未満から5トン未満となり、瑞穂町消防団でも平成20年度から消防ポンプ自動車の車両総重量を5トン未満の小型の消防ポンプ自動車に変更しました。平成30年度に購入した消防ポンプ自動車ですべての車両が5トン未満となりました。当時も消防団員が運転できない消防ポンプ自動車から、普通自動車免許で運転できる車両に変更しましたが、消防ポンプ自動車の車両総重量をこれ以上上げることが不可能であり、今後入団してくる消防団員は消防ポンプ自動車を運転できないことになってしまいます。年々、消防団員の確保が厳しくなっています。消防団員の確保と消防団活動の充実のため、消防団員の準中型自動車免許取得のための補助金を創設するものです。	
補助金額 1,130,000円（おおよその総費用になります）226,000円×5名分	
補助割合 100% ただし、普通自動車運転免許を取得していない者が普通自動車運転免許と準中型免許を併せて取得しようとするときは、当該経費から普通自動車運転免許のみを取得しようとするときにかかる分を除いた経費とします。	
実施期間 令和5年4月1日～	
その他 近隣市の青梅市、福生市、武蔵村山市、奥多摩町、入間市ではすでに導入しています。	

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱（案）

（ 令和 年 月 日 ）
告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得する瑞穂町消防団員（以下「団員」という。）に対し瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、消防団の運営機能の維持を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

- （1）平成29年3月12日以降に初めて普通自動車免許（以下「普通免許」という。）を取得し、又は取得しようとする団員
- （2）所属する分団の分団長が推薦する団員
- （3）補助金により準中型免許を取得した後、団員として5年以上在籍し、消防団活動をすることを誓約する団員
- （4）町税等（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がない団員
- （5）過去において、この要綱による補助を受けていない団員

（対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する要件を満たす団員が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、準中型免許の取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料、技能検定料金、受験料金その他町長が認めるものとする。

- 2 前項に規定する経費は、再受験等の追加料金を除くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、普通免許を取得していない団員が普通免許と準中型免許を併せて取得しようとする場合は、これに係る経費から普通免許のみを取得しようとするときに係る分を除

くものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する対象経費について、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、他の補助制度により補助を受ける場合は、当該補助の額を除いた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）教習所の教習費用等の見積書

（2）普通免許を取得したことを証明する運転免許証の写し（普通免許を取得していない者が普通免許と準中型免許を併せて取得しようとするときを除く。）

（交付決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、その可否を瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（1）準中型免許の取得を中止しようとするとき。

（2）準中型免許の取得が予定期間内に完了しないと見込まれるとき。

（実績報告）

第7条 補助決定者は、準中型免許を取得したときは、当該取得の日から起算して30日を経過する日又は前条に規定する通知のあった日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）準中型免許を取得したことを証明する運転免許証の写し

（2）準中型免許の取得に係る領収書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金確定通知書(様式第4号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 町長は、前条に規定する請求があった場合は、内容を審査し、補助決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく、第2条第3号の規定による誓約に違反したとき。

(3) 準中型免許を取得しなかったとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

瑞穂町長 あて

瑞穂町消防団第 分団

氏名

住所

電話番号

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付申請書

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 現在、所有している運転免許の種類(該当するものに○印)

- () 普通自動車 AT 限定免許
() 普通自動車免許
() 運転免許を有していない

2 準中型自動車免許取得費 円

【内訳】

教習所に係る経費 円

(教習所名称)

免許更新に係る経費 円

3 他の補助制度の利用(該当するものに○印)

無し・有り (有りの場合の補助額 円)

4 補助金交付申請額 円

5 準中型免許取得予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

私は、

- ・この補助金の対象となる運転免許取得の日から 5 年以上消防団活動することを誓約します。
- ・町税等の収納状況を町が確認することに承諾します。

上記のとおり、所属団員が補助金申請することを推薦します。

年 月 日

瑞穂町消防団第 分団

分団長

(添付書類)

- (1) 教習所の教習費用等の見積書
(2) 普通免許を取得したことを証明する運転免許証の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

文書番号
年 月 日

様

瑞穂町長

印

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付(不交付)
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金については、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付(不交付) と決定したので通知します。

1 補助金交付額 円

2 不交付の理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

瑞穂町消防団第 分団

氏名

住所

電話番号

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金について、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 準中型免許取得日 | 年 月 日 |
| 2 | 補助金対象経費 | 円 |
| 3 | 補助金付定額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円 |

（添付書類）

- （1）準中型免許を取得したことを証明する運転免許証の写し
- （2）準中型免許の取得に係る領収書等の写し
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

文書番号
年 月 日

様

瑞穂町長

印

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金について、次のとおり確定したので、瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

補助金の額

円

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

瑞穂町消防団第 分団

氏名

住所

電話番号

瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号で確定の通知を受けたので、
瑞穂町消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

審査事項
4 審査-12

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成事業
担当部署	福祉部 健康課 保健係
担当者名	片野 宏
補助対象 多胎妊婦	
規程等 国：母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 都：とうきょうママパパ応援事業実施要綱 町：瑞穂町多胎妊婦の妊婦健康診査費用助成金交付要綱（制定予定）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助します。多胎児を妊娠している妊婦1人当たりにつき、5回を限度として支援します。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査の受診が推奨されており、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ります。	
補助金額 健康診査1回当たり5,000円（費用が5,000円に満たない場合はその額） ※多胎妊婦1人当たり5回を限度とします。	
補助割合 補助率：国1/2、都1/4、町1/4	
実施期間 令和5年度から	
その他 （参考）令和3年度の多胎妊婦：4人	

とうきょうママパパ応援事業実施要綱

26 福保子家第1628号

平成27年5月27日

28 福保子家第336号

平成28年7月11日

29 福保子家第85号

平成29年4月13日

31 福保子家第304号

令和元年6月14日

2 福保子家第236号

令和2年5月11日

3 福保子家第326号

令和3年6月14日

最終改正 4 福保子家第118号

令和4年6月30日

第1 目的

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。

第2 実施主体

実施主体は、区市町村とする。

なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第3 事業内容

別紙に定める事業を実施するものとする。

第4 留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うこと。
- 2 効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点

に同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 （平成28年7月11日付28福保子家第336号）

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則 （平成29年4月13日付29福保子家第85号）

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則 （令和元年6月14日付31福保子家第304号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 （令和2年5月11日付2福保子家第236号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 （令和3年6月14日付3福保子家第326号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年6月30日付4福保子家第118号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

1 必須事業

(1) 目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。あわせて、特定妊婦・産後うつ、障害がある方への対応など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

(2) 対象

妊産婦等及び就学前までの子育て世帯

(3) 業務内容

以下の業務を実施するものとする。

ア 妊娠期から子供の就学までの子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談に対応する。

イ 保健師、助産師又は看護師が妊婦への面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。妊娠の届出をした全ての妊婦に面接の機会を設けること。ただし、子育て家庭を包括的に支援する観点から、子育て支援のニーズ等についても把握すること。

ウ 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。
なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行うこととする。

エ イの面接を受けた妊産婦に育児パッケージ（子育て用品等）を配布する。育児パッケージの内容は、現金以外で子育て支援に資するものを選定すること。

オ 以下のいずれかに該当する者に対して、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。

(ア) 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者

(イ) 家族からの援助が受けられないなどのリスク要因が認められる者

(ウ) その他、継続的な支援を希望する者等

カ 支援プランを作成したケースについて、一定期間支援を実施した後、効果検証を行う。効果検証を行った結果、更に継続的な支援が必要な場合は、プランの更新をしながら子供が就学するまで支援する。

効果検証は、乳幼児健診の実施に合わせて行うなど、あらかじめ実施時期を定めておくこと。ただし、最初のプラン作成から1回目の効果検証までの間隔は1年を超えないものとし、1回目の効果検証でプランを更新した場合において、次の効果検証までの間隔も同様とする。

なお、効果検証は、あらかじめ定めた時期に加えて行うことを妨げない。

キ 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

ク 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

ケ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よ

りきめ細かい相談支援等ができるよう、次の（ア）及び（イ）に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（ア） 開設日数は、週 2 日程度以上とすること。

（イ） 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。

コ 困難事例への対応等の支援

（ア） 妊産婦等からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS 等を活用した相談支援や、多職種によるアウトリーチ支援の実施

（イ） 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科などの医療機関との連携の強化を実施

（ウ） 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

（４） 実施場所

子育て支援拠点

（５） 実施担当者

本事業を実施する拠点には、母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又は社会福祉士等のソーシャルワーカー（以下「専門職員」という。）を 1 名以上配置するものとする。専門職員は専任が望ましい。

また、1（３）コの支援を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を 1 名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和 7 年度末までに、職員の必置を目指すこと。

（６） 関係機関との連携等

妊産婦等及び就学前までの子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。

また、民間団体の子育て支援サービス等についても活用するとともに、地域における社会資源の開発に努めること。

2 任意事業

2-1 産前・産後サポート事業

（１） 目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

（２） 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

（３） 事業の実施方法及び内容

次のア又はイの事業を実施すること。

ア 相談支援等

次の（ア）a 又は b の実施方法により、（イ）a から e までの内容を実施する。

（ア） 実施方法

a アウトリーチ（パートナー）型

実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応すること。

b デイサービス（参加）型

公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。

（イ） 内容

- a 利用者の悩み相談対応やサポート
- b 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- c 妊産婦等をサポートする者の募集
- d 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- e 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

イ 出産や子育てに悩む父親に対する支援

（ア）ピアサポート支援等

以下の a 及び b を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換や、子供や父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を行う。

- a 父親の交流会等の実施
- b 子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施

（イ）父親相談支援

以下の a 及び b を実施することで、妻の妊娠・出産や子供の誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。

- a 以下の b の研修を受けた者、もしくは同等の知識を有する者による相談の実施
- b 父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施

（４） 実施担当者

次のアからウまでに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、（３）ア（イ）b の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、アに掲げる専門職を担当者とすることが望ましい。

また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

ア 助産師、保健師又は看護師

イ 子育て経験者、シニア世代の者等

ウ その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

（５） 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、保健所、保健センター等の関係機関との連携体制を整備すること。

（６） 留意事項

ア 支援における子供の事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。

イ 次に掲げる事業は対象から除外する。

（ア）講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）

- (イ) 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
 - (ウ) 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助
 - (エ) 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業
 - (オ) 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業
- ウ より多くの要支援妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- エ 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- オ 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- カ 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- キ 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- ク 個人情報の保護に十分留意すること。
- ケ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- コ アからケまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-2 産後ケア事業

(1) 目的

出産後一年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

次のア又はイに該当する者（以下「利用者」という。）。対象者の選定に当たっては、同居家族の有無等にかかわらず、判断することとし、退院直後の褥婦については、心身の回復期にあり、孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。

ア 産後に心身の不調又は育児不安等がある者

イ アのほか、特に支援が必要と認められる者

(3) 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次のイ（ア）からイ（ウ）までの実施方法により、ウの内容を実施すること。

ア 管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること。

イ 実施方法

(ア) 短期入所型（ショートステイ）型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。

利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、区市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で区市町村が認めた場合に

宿泊させることができる。

(イ) 通所（デイサービス）型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

(ウ) 居宅訪問（アウトリーチ）型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

ウ 内容

出産後一年を経過しない女子及び乳児等の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を実施すること。

(4) 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて、アを配置したうえで、イ及びウの担当者を配置すること。

また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

ア 助産師、保健師又は看護師

イ 心理に関しての知識を有する者

ウ 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

(5) 実施場所

ア 短期入所型（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の（ア）から（ウ）までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で 사용할 ことができる設備がある場合は、この限りでない。

（ア）居室

（イ）カウンセリングを行う部屋

（ウ）乳児の保育を行う部屋

（エ）（ア）から（ウ）までのほか、事業の実施に必要な設備

イ 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備やその他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用する ことができる設備がある場合は、この限りでない。

ウ 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

(6) 医療機関との連携体制の整備

ア 事業の円滑な実施を図るため、区市町村は、地区医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

イ 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師を

あらかじめ選定すること。

ウ 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(7) 利用料

本事業の実施に当たっては、原則、利用者から利用料を徴収すること。ただし、利用者の所得に十分配慮することとし、特に住民税非課税世帯など低所得者の利用料については、必要に応じて減免措置を講ずること。

(8) 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア より多くの産婦等が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。

イ 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者に対しては、利用の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

ウ 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。

エ 他区市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に案分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

オ 都が本事業の効果検証のために行うアンケートなどに協力すること。

カ 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

キ 利用者ごとに支援台帳を作成すること。

ク 個人情報の保護に十分留意すること。

ケ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

コ 本事業の全部または一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。

サ アからコまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業

(1) 目的

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

(2) 対象施設

区市町村又は区市町村の委託先の医療法人、特定非営利活動法人等が所有する施設

(3) 業務内容

産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。

(4) 実施期限

各年度3月31日までに着手し、完了したものを対象とする。

(5) 留意事項

本要綱2-2に規定する産後ケア事業や2-8ウに規定する多胎ピアサポート事業に

ついて、他区市町村と共同実施する場合にも、当事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

2-4 子育て世代包括支援センター開設準備事業

(1) 目的

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。

(2) 事業内容

子育て世代包括支援センターを開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。ただし、子育て世代包括支援センターの設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。

(3) 留意事項

子育て世代包括支援センターを他区市町村で共同実施する場合にも、当事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

2-5 産婦健康診査事業

(1) 目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(2) 事業内容

本事業の実施に当たっては、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。

イ 産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から区市町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。

ウ 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、本要綱2-2に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。

(3) 対象者

産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦

(4) 対象となる産婦健康診査

ア 内容

(ア) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

(イ) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

(ウ) 体重・血圧測定

(エ) 尿検査（蛋白・糖）

(オ) 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと。

イ 回数

対象者1人につき2回以内とする。

(5) 産婦健康診査の実施等

- ア 本事業の実施に当たり、区市町村は実施機関として適当と認められるものに委託すること。
- イ 産婦健康診査の結果が速やかに区市町村に報告されるよう、区市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- ウ 産婦健康診査の結果を踏まえ、支援が必要と認められる場合には、速やかに対象者に本要綱2-2に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。

(6) 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、区市町村長に行うものとする。

(7) 留意事項

- ア 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、(2)のアからウまでの要件を満たす場合に限り、産婦健康診査に係る費用を対象者へ直接助成することを認める。
- イ 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- ウ 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。

2-6 パースデーサポート

(1) 目的

健診など行政が関わる機会が少ない1歳前後又は2歳前後の子供がいる家庭に対し、子育て支援の情報提供や家庭状況の把握などを行い、相談支援体制を強化する。

(2) 対象者

(3) アは1歳前後又は2歳前後のいずれかの子供を育てる家庭、イは1歳前後又は2歳前後の子供を育てる家庭。

(3) 事業の内容及び実施方法等

ア 育児パッケージ配布

- (ア) 1歳前後は、歩き始めて行動範囲が広がるとともに、自我が芽生えて自己主張が強くなるなどの急激な変化があり、子供への対応に新たな悩みが生じる時期である。
また、2歳前後は、第一次反抗期が始まる時期でもあり、育児ストレスが多重的に付加される。

一方で、1歳及び2歳前後は、法定の乳幼児健診の間隔が長くなるため、外部の目が入りづらい時期であることから、1歳又は2歳の誕生日を目安に、子育てを応援する都のメッセージを付けた育児パッケージ(子育て用品等)を配布し、子育て家庭の状況把握をする機会を創出する。育児パッケージの内容は、現金以外で子育て支援に資するものを選定すること。

- (イ) 育児パッケージと合わせて、東京都が発行する「体罰などによらない子育てハンドブック」や「とうきょう子育て応援ブック」等を保護者に配布して、子育て支援等の情報提供を行うこと。

なお、子育てを応援する都のメッセージや、「体罰などによらない子育てハンドブック」「とうきょう子育て応援ブック」等は、都が用意する。

- (ウ) 配布方法は、面接による手渡しが見望ましいが、他の行事の際に手渡し機会を設けることや、郵送等も可能とする。

いずれの方法による場合も、子育て支援のニーズを把握するための面接やアンケートなどを配布と合わせて行い、必要な場合には適切な支援につなげること。

イ バースデー交流会

- (ア) 1歳又は2歳の誕生日を目安に、対象の全家庭に対し、育児に関するアンケート及び各自治体の子育て支援情報等を送付する。
- (イ) アンケートの回答で、支援が必要な家庭を把握した場合、個別に支援を行う等、適切な支援につなげること。
- (ウ) 希望家庭を対象に、同年齢の子供を育てる親同士の交流会や子育てセミナー、専門職による相談会等を開催する。

(4) 関係機関との連携等

子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。

また、民間団体の子育て支援サービス等についても活用するとともに、地域における社会資源の開発に努めること。

(5) 留意事項

- ア 市民に本事業の趣旨が理解されるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- イ 個人情報の保護に十分留意すること。

2-7 産後家事・育児支援事業

(1) 目的

乳児期の子供を育てる家庭に対して家事・育児支援を実施することにより、保護者の家事・育児負担の軽減を図るとともに、孤立化や産後うつ等の未然防止を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

(2) 対象者

ア 家事育児サポーター派遣

3歳未満の子供を育てる世帯。ただし、対象児の年齢が1歳、2歳又は出生時に兄・姉の年齢が3歳以上である場合は、対象児が別表に定める保育サービス等を利用していないことを条件とする。

イ 家事支援用品の購入支援

1歳又は2歳の子供を育てる世帯。ただし、対象児が別表に定める保育サービス等を利用していないことを条件とする。

多胎児家庭においても本事業を活用可能とするが、対象児が別表に定める保育サービス等を利用していないことを条件とする。

(3) 事業の内容及び実施方法等

ア 家事育児サポーター派遣

- (ア) 産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等（以下「家事育児サポーター」という。）が対象者の自宅を訪問し、家事・育児支援を行う。ただし、親族によ

る支援及び保護者不在時の子供の一時預かりについては対象外とする。

- (イ) 家事育児サポーターを派遣するに当たっては、適切な支援を実施するため、本要綱2-9に規定する「人材育成」を活用することが望ましい。
- (ウ) 家事育児サポーターが対象者の自宅を訪問する際に、絵本を持参し育児支援に活用できるよう、絵本の購入費用も対象とする。

イ 家事支援用品の購入支援

- (ア) コロナ禍で家事育児サポーターの利用が難しい家庭に対し、家事時間の短縮による負担軽減を図れるよう、スマート家電等の家事支援用品の購入支援を行う。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業者の計画通りのサービス供給が困難となっている自治体において活用できることとする。
また、令和5年度までに、(3)アを対象年齢0歳、1歳又は2歳のいずれかのみでも実施することを要件とする。
- (ウ) 利用者は、児童単位で、家事育児サポーター派遣又は家事支援用品の購入支援のいずれかを選択可能とする。ただし、家事支援用品の購入支援を選択した場合は、1児童あたり家事育児サポーター派遣20時間分として換算し、家事育児サポーター派遣の利用上限時間に残がある場合は、残り時間数を上限として家事育児サポーター派遣を利用できることとする。

(4) 関係機関との連携等

- ア 事業の円滑な実施を図るため、保健所、保健センター、子育て世代包括支援センター、子供家庭支援センター等との連携体制を整備すること。
- イ 区市町村は、家事育児サポーターから報告を徴する等により、支援の内容及び対象家庭の状況の把握に努め、虐待のリスクの高い家庭等支援が必要な家庭を発見した際には、必要なサービスに繋ぐこと。
- ウ 家事育児サポーターは、虐待の疑いに気付いた場合は、速やかに子供家庭支援センター又は児童相談所に通告しなければならない。

(5) 留意事項

- ア より多くの産婦等が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。
- イ 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- ウ 個人情報の保護に十分留意すること。
- エ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期するとともに、万が一発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- オ アからエまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-8 多胎児家庭支援事業

(1) 目的

多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特

有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備することを目的とする。

(2) 対象者

(3) アは3歳未満の多胎育児中の世帯、イは多胎妊婦及び3歳未満の多胎育児中の世帯。ウは多胎妊産婦等を対象とし、子供の年齢は問わない。エは多胎妊婦を対象とする。

(3) 事業の内容及び実施方法等

以下アからエまでの全て又は一部を実施する。

ア 移動経費補助

(ア) 多胎児家庭に対して、乳幼児健診や予防接種など、区市町村における母子保健事業、及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要なタクシー料金を助成する。ただし、多胎児の0歳時、1歳時及び2歳時において、保健師等の専門職が面接や訪問等により家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。

(イ) 費用の補助に当たっては、あらかじめ現金を渡すことは不可とするが、タクシーに利用可能なチケット等をあらかじめ渡すことは可能とし、地域の実情に応じ、利用者の利便性に配慮した支援を行う。

イ 多胎児家庭サポーター事業

(ア) 家事育児サポーターが対象となる多胎妊産婦の自宅を訪問し、外出時の補助や、日常の家事・育児支援を行う。ただし、親族による支援及び保護者不在時の子供の一時預かりについては対象外とする。

(イ) 家事育児サポーターが多胎児家庭に寄り添って適切な支援を実施するため、当該サポーターを派遣するに当たっては、本要綱2-9に規定する「人材育成」を活用することが望ましい。

(ウ) 家事育児サポーターが対象者の自宅を訪問する際に、絵本を持参し育児支援に活用できるよう、絵本の購入費用も対象とする。

ウ 多胎ピアサポート事業

以下(ア)から(ウ)までの全て又は一部を実施する。

(ア) 多胎育児の経験のある家庭等との交流会や専門家による講演会等

(イ) 多胎児の育児経験者や保健師、助産師、栄養士等の専門職や子育てを支援する団体と連携した相談事業

(ウ) 多胎妊産婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じた多胎児の育児経験者や専門職によるアウトリーチでの相談支援事業

エ 多胎妊婦健康診査加算

(ア) 通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助する。

(イ) 多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、5回を限度として支援する。

(ウ) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。

オ 関係機関との連携等

多胎妊産婦等の子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。

また、民間団体の子育て支援サービス等についても活用するとともに、地域における社

会資源の開発に努めること。

カ 留意事項

- (ア) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、申請については、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な対応を行うこと。
- (イ) より多くの多胎児家庭が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。
- (ウ) 多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他区市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。
- (エ) 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (オ) 充当可能な国庫補助を活用した上で事業を実施すること。
- (カ) (ア)から(オ)までのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-9 人材育成

(1) 目的

本要綱2-7の産後家事・育児支援事業及び2-8の多胎児家庭支援事業に規定する家事育児サポーターに研修等を実施し、利用者である乳児期の子供を育てる家庭や多胎児家庭に寄り添った適切な支援ができる体制を確保することを目的とする。

(2) 対象者

本要綱2-7の産後家事・育児支援事業及び2-8の多胎児家庭支援事業に規定する家事育児サポーター

(3) 事業内容

家事育児サポーターを対象に、区市町村が、乳児期の子供を育てる家庭や多胎児家庭を支援する人材として必要な研修等を実施する。

研修等の実施には、カリキュラム策定、テーマ選定等の企画、対象者への開催連絡、参加者の取りまとめ、講師及び会場の手配、諸経費の支払、当日運営等の業務全般を含む。

(4) 留意事項

ア 研修等の内容は、産後間もない母親が、妊娠・出産による身体の変化だけでなく、精神的にも不安定になりがちであること、また、多胎児を育てる家庭が孤立感や不安感を感じやすいことについて理解を深め、利用者に寄り添った支援ができる人材を育成することができるよう工夫をすること。

イ 研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

また、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

さらに、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

別表

保育サービス	根拠規定	
認可保育所	国	児童福祉法第 39 条第 1 項
	都	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
認定こども園（幼保連携型）	国	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項
	都	東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
認定こども園（保育所型、幼稚園型, 地方裁量型）	国	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条 1 項、第 3 項
	都	東京都認定こども園の認定要件に関する条例
認証保育所	国	児童福祉法第 59 条
	都	東京都認証保育所事業実施要綱
家庭的保育事業等 （家庭的保育事業（国事業）、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	国	（１）家庭的保育事業（国事業） 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項 （２）小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項 （３）居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項 （４）事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
	区 市 町 村	家庭的保育事業等の設備及び運営については、各区市町村が定める条例による。
家庭的保育事業 （都事業）	国	児童福祉法第 59 条
	都	家庭的保育事業等実施要綱
定期利用保育事業	都	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱
緊急一時預かり事業	国	子ども・子育て支援法第 59 条
	都	東京都一時預かり事業実施要綱
認可外保育施設利用支援事業 ベビーシッター利用支援事業	国	児童福祉法第 59 条
	都	認可外保育施設利用支援事業補助要綱 ベビーシッター利用支援事業補助要綱
その他、都又は区市町村が認める事業		

報告事項
4報告-8

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象	私立幼稚園及び私立幼稚園型認定こども園 計3園
規程等	私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱（今後都が制定予定） 私立幼稚園等における送迎バス等安全対策支援補助金交付要綱（今後制定予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象経費：①送迎バス用の安全装置の設置及び安全装置導入に伴う研修等の取組の実施 ②その他事故防止のための安全装置等の設置 ③午睡時の事故防止のための安全装置の設置 ・補助金額：①1,000千円/台 ②1,000千円/園 ③1,000千円/園
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえ、緊急対策として、私立幼稚園等におけるこどもの安心・安全性確保の取り組みの促進を目的とします。 都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率10/10の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。
補助金額	①1,000千円/台×7台（町内3園が所有するバスの合計台数）＝7,000千円 ②、③については現在要望する施設がないため、今後要望があった場合に予算計上予定。
補助割合	都10/10
補助対象期間	令和4年12月15日から令和5年度についても事業実施予定
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業（出産・子育て応援交付金）
担当部署	福祉部 健康課 保健係
担当者名	片野 宏
補助対象	① 事業開始（令和5年2月予定）後に妊娠届出をした妊婦及び出生した児の養育者 ② 令和4年4月1日以降の出生児のいる子育て家庭の養育者（遡及対象者）
規程等	国：伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 町：瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱（改正予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦、子育て家庭に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（妊娠面談時5万円相当、出生面談時5万円相当で、合計10万円相当）を一体として実施します。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施するものです。
補助金額	妊婦：妊婦1人当たり5万円相当 出生児の養育者：出生児1人当たり5万円相当
補助割合	補助率（令和4年度）：国2/3、都1/6又は2/6、町1/6又は0/6 ※令和4年度は、都の要件を満たせば都の継ぎ足し補助があります。令和5年度以降もこの制度が継続するかは未定です。
実施期間	令和5年2月（予定）から
その他	経済的支援は、都の広域連携による電子クーポンを予定 ※対象者が専用サイトで商品等を発注すると委託事業者から商品等が配送される仕組み

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期
(妊娠8～10週前後)

妊娠期
(妊娠32～34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(※1)

面談
(※2)

面談
(※3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施 (※4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(※2～4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (※1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (※2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (※3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)

○伴走型相談支援: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援: 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫し、この支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月前後
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で
実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠中にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、
出生届出後に5万円相当を支給することを推奨
(妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可)

令和4年度補正予算における 「出産・子育て応援交付金」の内訳・執行イメージ（全体像）

- 令和4年度補正予算に計上した「出産・子育て応援交付金」（令和5年9月末まで）の都道府県・市町村への補助の内訳と、それぞれの補助に係る補助率等については以下のとおり。補助対象等の詳細は交付要綱でお示しする予定。
- 出産・子育て応援ギフトは、市町村の創意工夫により、親しみの持てる名称を検討いただきたい。例：パパママ応援ギフト、出産準備金
- 令和4年度補正予算の地方負担分は、令和4年度の地方交付税の増額交付等の中で対応していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち本年度の予備費で措置された「原油価格・物価高騰対応分」や「重点交付金」を、本事業の令和4年度補正予算の地方負担分に充てることも可能。

① 伴走型相談支援

公費：202億円（国費：135億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ 伴走型相談支援を実施する**職員人件費**
- ・ 伴走型相談支援の事務に要する**活動費** 等

※ 伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援に要する市区町村の事務に要する費用を含む。

② 出産・子育て応援ギフト

公費：1,564億円（国費：1,042億円）

補助率 国2/3、都道府県1/6、市町村1/6



対象となる費用（ランニングコスト）

- ・ **出産応援ギフト**（妊娠届出時／妊婦1人当たり5万円相当）
- ・ **子育て応援ギフト**（出生届出後／こども1人当たり5万円相当）

※ クーポン、サービス利用券、交通費やベビー用品の購入・レンタル費用助成など、幅広い方法で支給可能

③ システム構築等導入経費

公費：90億円（国費：90億円）

補助率 国10/10

対象となる費用（主にイニシャルコスト）

<都道府県>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を**広域連携**により行うための費用
（クーポン発行等に係る委託経費、電子クーポンプラットフォームの構築経費 等）

<市町村>

- ・ 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を行うための**システム開発経費、クーポン発行等に係る委託経費** 等

原則としてイニシャルコストに対する補助であるため、令和4年度補正予算限りの予算措置

オプションとして、例えば、

- ・ 都道府県内等において、里帰り先市町村においても産婦のニーズに応じて産後ケアなどの必要な支援を案内することができるような支援対象者の情報の引継ぎ・共有
- ・ 都道府県内での転居の際に、転居元におけるギフトの支給の有無の確認等ができる機能を付加する場合も補助対象

出産・子育て応援ギフトの支給管理等を行うためのシステムや、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理・関係機関との情報共有等を行うためのシステム

報告事項
4報告-10

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	バースデーサポート事業
担当部署	福祉部 健康課 保健係
担当者名	片野 宏
補助対象 1歳を迎える子どもを育てる家庭の養育者	
規程等 都：とうきょうママパパ応援事業実施要綱 町：瑞穂町出産・子育て応援事業実施要綱（改正予定）	
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 1歳の誕生日を目安に、対象家庭にアンケートを郵送し、必要な子育て支援等の情報提供や状況把握等を行うとともに、子育てを応援する東京都のメッセージを付けた育児パッケージを配布します。 また、アンケートの回答等から支援が必要な家庭を把握した際は、地区担当の保健師を中心に、子育て家庭の養育者に寄り添いながら相談に応じます。	
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 1歳前後は、歩き始めて行動範囲が広がるとともに、自我が芽生えて自己主張が強くなるなどの急激な変化があり、子どもへの対応に新たな悩みが生じる時期となります。また、1歳の誕生日以降は、法定の乳幼児健診の間隔が長くなるため、外部の目が入りづらい時期であることから、1歳の誕生日を目安に、子育てを応援する都のメッセージを付けた育児パッケージ（こども商品券）を配布し、子育て家庭の情報把握をする機会とします。	
補助金額 第1子：1人当たり1万円相当 第2子：1人当たり2万円相当 第3子以降：1人当たり3万円相当	
補助割合 補助率：都10/10	
実施期間 令和5年度から	
その他 本事業を令和5年度までに開始することが、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業（出産・子育て応援交付金）の都の継ぎ足し補助の要件となっています。	

報告事項
4報告-11

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町就学援助費
担当部署	教育部 学校教育課 学務係
補助対象	学校教育法第2条第2項に規定する公立学校に在籍する児童の保護者
規程等	瑞穂町就学援助費支給要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	補助対象者のうち、前年の収入が一定額以内（生活保護基準の1.5倍）の者に対して、学校給食費、学用品費、校外活動費等について就学援助費を支給するものです。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	本年1月に立川市にオープンする革新的な体験型英語学習施設、「トーキョー グローバル ゲートウェイ グリーン スプリングス」を活用し、令和5年度から教育委員会として小学生の英語体験の充実を図ります。現在の要綱では、日帰りの校外学習は対象外となっているので、この事業を支給対象とするため要綱を改正するものです。 また、予算の範囲内という文言を追加し、予算額を超える場合は保護者負担とします。
補助金額	令和5年度予算要求額 小学校374,000円（臨海学校分含む）
補助割合	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱に基づく補助金を超える部分等の保護者負担額 1人当たり見込額 2,990円 5,490円／人のうち、上記要綱から2,500円の補助 差額2,990円 令和5年度見込額 2,990円×34人＝101,660円
実施期間	令和5年度から
その他	なし

瑞穂町就学援助費支給要綱（改正案）

〔平成29年9月21日〕
〔告示第152号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、経済的理由により、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し町が予算の範囲内で行う就学援助費の支給認定及び支給等について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 この要綱の規定により支給する就学援助費の支給対象者は、町の区域内に住所を有し、学校教育法第2条第2項に規定する公立学校（特別支援学校を除く小学校及び中学校その他これらに相当する学校に限る。）に在籍する児童若しくは生徒の保護者又は翌年度に公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に入学する未就学児の保護者（以下「未就学児の保護者」という。）若しくは翌年度に公立の中学校（中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学する者の保護者（以下「中学校入学予定児童の保護者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- （2）児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年（第4条第1項に規定する申請が1月から3月までにあったときは前々年）における総収入金額が、次に掲げる額の合計額以内の者（算定に当たっては、第4条各項に規定する申請をした日の属する年度の前年度の4月1日に適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。）2級地—1の額を用いるものとする。次号において同じ。）

ア 基準別表第 1 生活扶助基準に規定する基準生活費の額（第 1 類、第 2 類（地区別冬季加算額含む。）及び期末一時扶助の額の合計額をいう。）の年額の 1.5 倍の額

イ 基準別表第 2 教育扶助基準（学校給食費を含む。）の年額

ウ 基準別表第 3 住宅扶助基準の年額

（3）未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者が新入学用品費の支給を申請する場合にあっては、当該未就学児又は翌年度に公立の中学校に入学する児童と生計を一にする世帯全員の総収入金額（当該未就学児等が入学する年の前々年の収入金額の総額をいう。）が、次に掲げる額の合計額以内の者

ア 基準別表第 1 生活扶助基準に規定する基準生活費の額（第 1 類、第 2 類（地区別冬季加算額含む。）及び期末一時扶助の額の合計額をいう。）の年額の 1.5 倍の額

イ 基準別表第 2 教育扶助基準（学校給食費を含む。）の年額

ウ 基準別表第 3 住宅扶助基準の年額

（4）前 3 号に掲げるもののほか、民生委員又は校長の意見により教育委員会が援助を必要と認める者

（支給費目等）

第 3 条 就学援助費の支給費目、支給金額及び対象者は、別表のとおりとする。ただし、年度途中で第 5 条第 1 項に規定する認定の決定を受け、又は第 6 条第 3 項の規定により認定を取り消されたときの学用品費等の支給金額は、当該年度全体の学用品費等の支給金額を 12 で除して得た金額に認定月数を乗じて得た額とする。（申請）

第 4 条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費申請書兼ひとり親家庭等学校給食費補助金交付申請書（様式第 1 号）に児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年（第 4 条第 1 項に規定する申請が 1 月から 3 月までにあったときは前々年）の収入金額を証明する書類及び借家（これに類するものを含む。）に居住する者にあっては児童又は生徒と生計を一にする者が契約者である賃貸借契約書又は家賃証明書等（契約者名、物件名、物件

所在地、月額の家賃及び契約期間が明らかなものをいう。)を添えて、町長に申請するものとする。ただし、当該申請者が町の公簿による確認に同意するときは、収入金額を証明する書類の提出を省略することができる。

- 2 未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者で、新入学用品費の支給を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、教育委員会が指定する期日までに就学援助費・就学奨励費（新入学用品費）入学前支給申請書（様式第2号）に当該未就学児又は翌年度に公立の中学校に入学する児童と生計を一にする世帯全員の収入金額を証明する書類（当該未就学児等が入学する年の前々年の収入金額を明らかにするものをいう。）を添えて、町長に申請するものとする。ただし、当該申請者が町の公簿による確認に同意するときは、収入金額を証明する書類の提出を省略することができる。

（認定の決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否について決定するものとする。

- 2 町長は、認定の可否について決定したときは、速やかに当該保護者及び校長に通知するものとする。

（認定等）

第6条 第4条第1項の規定による申請を受けた場合の就学援助の認定日は、4月1日から瑞穂町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する日までに申請した者は4月1日、年度途中に町の区域内に転入した者又は教育長が指定する日までに申請しなかった者は申請した日の属する月の初日とする。

- 2 第4条第2項の規定による申請を受けた場合の就学援助の認定日は、小学校又は中学校に入学する年の2月1日とする。

- 3 町長は、前条第1項の規定による就学援助の認定の決定を受けた者（以下「被認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、同項の認定の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）認定した年度が終了したとき。

（2）児童又は生徒が町の区域外に転出したとき。

(3) 就学援助費の全部又は一部の支給が不要であると町長が認めるとき。

(支給方法等)

第7条 町長は、被認定者の指定する金融機関の口座に就学援助費を振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被認定者が支払うべき学用品費等、給食費及び校外活動費等に未納があるときは、当該被認定者の同意を得て、被認定者に支払うべき就学援助費の全部又は一部を当該未納の費用に充てることができる。

(就学援助費の返還)

第8条 町長は、被認定者が第6条第3項第3号の規定に該当したことにより、同条第1項又は第2項の認定を取り消した場合において、既に就学援助費が支給されているときは、被認定者に対し期限を定めて当該就学援助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の瑞穂町就学援助費支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってした申請、認定の決定その他の行為であって、改正後の瑞穂町就学援助費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、認定の決定その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の後、旧要綱別紙様式により新要綱第4条第1項の規定による申請があったときは、新要綱様式第1号により申請があったものとみなす。

附 則（平成31年3月28日告示第47号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(平成31年度の新入学用品費の支給認定を受けた者の特例)
- 2 改正後の瑞穂町就学援助費支給要綱別表の規定は、同要綱第4条第2項の規定による申請に係る就学援助の認定を平成31年2月1日に受けた者から適用する。

附 則（令和4年5月11日告示第106号）

この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

支給費目	支給金額	対象者
学用品費等	国の定める額	第2条第2号又は第4号に該当する者
新入学用品費	国の定める額	第2条第2号若しくは第4号に該当する第1学年の児童若しくは生徒の保護者又は同条第3号に該当する者であって、第6条第1項の規定により4月1日又は同条第2項の規定により2月1日に認定があったもの
修学旅行費	修学旅行に参加するために直接必要な経費で、保護者が負担する額	第2条第1号、第2号又は第4号に該当する者
校外活動費	校外活動に参加するために直接必要な経費で、保護者	第2条第1号、第2号又は第4号に該当する者

	が負担する額	
給食費	実 費	第 2 条第 2 号又は第 4 号に該当する者
医療費（学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病に限る。）	実 費	第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者

備考

- 1 「国の定める額」とは、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 87 号）第 1 条第 1 項に基づき文部科学大臣が定める額をいう。
- 2 新入学用品費の支給は、児童の小学校の入学及び生徒の中学校の入学を事由としてそれぞれ 1 人につき 1 回に限る。
- 3 新入学用品費の項支給額の欄中「国の定める額」は、第 6 条第 2 項の規定により入学する年の 2 月 1 日に認定を受けた者（以下「入学前支給被認定者」という。）に支給された額と入学前支給被認定者に係る児童又は生徒が入学する年度の国の定める額に差額を生じたときは、既に支給された額に当該差額を加え、又は既に支給された額から当該差額を減じた額とする。
- 4 入学前支給認定者に係る児童又は生徒が当該年の 3 月 31 日までに町の区域外に転出したときは、第 6 条第 3 項第 2 号の規定により、就学援助の認定の決定を取り消し、前項の規定を適用しない。
- 5 第 3 項に規定する場合において、入学前支給被認定者に係る児童又は生徒が入学する年度の国の定める額が、当該年度の前年度の新入学用品費の国の定める額を下回ることが見込まれるときは、当該前年度の新入学用品費の額を超えない範囲内において、町長が定める額を支給金額とすることができる。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特別支援教育就学奨励費
担当部署	教育部 学校教育課 学務係
補助対象	学校教育法第2条第2項に規定する公立学校に在籍する児童の保護者
規程等	瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	補助対象者のうち、前年の収入が一定額以内（生活保護基準の2.5倍）の者に対して、学校給食費、学用品費、校外活動費等について就学奨励費を支給するものです。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	本年1月に立川市にオープンする革新的な体験型英語学習施設、「トーキョー グローバル ゲートウェイ グリーン スプリングス」を活用し、令和5年度から教育委員会として小学生の英語体験の充実を図ります。現在の要綱では、特別支援学級が実施する事業となっているので、この事業を支給対象とするため要綱を改正するものです。 また、予算の範囲内という文言を追加し、予算額を超える場合は保護者負担とします。
補助金額	令和5年度予算要求額 小学校72,800円（臨海学校分含む）
補助割合	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱に基づく補助金を超える部分等の保護者負担額 1人当たり見込額 2,990円 5,490円／人のうち、上記要綱から2,500円の補助 差額2,990円 令和5年度見込額 2,990円×4人＝11,960円
実施期間	令和5年度から
その他	なし

瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱（改正案）

（平成 29 年 9 月 21 日
告示 第 153 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 8 条第 2 項の規定により設置する特別支援学級において教育を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、町が予算の範囲内で当該保護者に対して行う就学に必要な学用品費等の支給認定及び支給等について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 この要綱の規定により支給する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給対象者は、町の区域内に住所を有し、公立の小学校若しくは中学校（これらに相当する学校を含む。以下同じ。）の特別支援学級において教育を受ける児童若しくは生徒の保護者又は翌年度に公立の小学校に入学する未就学児で、当該小学校の特別支援学級において教育を受けるものの保護者（以下「未就学児の保護者」という。）若しくは翌年度に公立の中学校に入学する者で、当該中学校の特別支援学級において教育を受けるものの保護者（以下「中学校入学予定児童の保護者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（平成 3 年 4 月 12 日付け文初特第 202 号）に基づく、特別支援教育就学奨励費に係る認定台帳＜収入額・需要額調書＞（様式第 1 号）を使用して算定した収需比率が基準（以下次号において「第 1 号基準」という。）未満の者（瑞穂町就学援助費支給要綱（平成 29 年告示第 152 号）第 6 条第 1 項に規定する支給認定を受けた者を除く。）

（2）収需比率が第 1 号基準以上の者又は瑞穂町就学援助費支給要綱第 6 条第 1 項に規定する支給認定を受けた者

（支給費目等）

第3条 奨励費の支給費目、支給金額及び対象者は、別表のとおりとする。ただし、年度途中に第5条第1項に規定する認定の決定を受け、又は第6条第3項の規定により認定を取り消されたときの学用品費等の支給金額は、当該年度全体の学用品費等の支給金額を12で除して得た金額に認定月数を乗じて得た額とする。

（申請）

第4条 奨励費の支給を受けようとする者は、就学奨励費（兼就学援助費）申請書（様式第2号）に児童又は生徒と生計を一にする世帯全員の前年（申請が1月から3月までにあったときは前々年）の収入金額を証明する書類及び借家（これに類するものを含む。）に居住する者にあつては児童又は生徒と生計を一にする者が契約者である賃貸借契約書又は家賃証明書等（契約者名、物件名、物件所在地、月額の家賃及び契約期間が明らかなものをいう。）を添えて、町長に申請するものとする。ただし、当該申請者が町の公簿による確認に同意するときは、収入金額を証明する書類の提出を省略することができる。

2 未就学児の保護者又は中学校入学予定児童の保護者で、新入学用品費の支給を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、教育委員会が指定する期日までに就学援助費・就学奨励費（新入学用品費）入学前支給申請書（様式第3号）に当該未就学児又は翌年度に公立の中学校に入学する児童と生計を一にする世帯全員の収入金額を証明する書類（当該未就学児等が入学する年の前々年の収入金額を明らかにするものをいう。）を添えて、町長に申請するものとする。ただし、当該申請者が町の公簿による確認に同意するときは、収入金額を証明する書類の提出を省略することができる。

（認定の決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否について決定するものとする。

2 町長は、認定の可否について決定したときは、速やかに当該保護者及び校長に通知するものとする。

（認定等）

第6条 第4条第1項の規定による申請を受けた場合の就学奨励の認定日は、4月1日から瑞穂町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する日までに申請した者は4月1日、年度途中で町の区域内に転入した者又は教育長が指定する日までに申請しなかった者は申請した日の属する月の初日とする。

2 第4条第2項の規定による申請を受けた場合の就学奨励の認定日は、小学校又は中学校に入学する年の2月1日とする。

3 町長は、前条第1項の規定による就学奨励の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、同項の認定の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）認定した年度が終了したとき。

（2）児童又は生徒が町の区域外に転出したとき。

（3）特別支援学級から通常の学級へ転学したとき。

（4）奨励費の全部又は一部の支給が不要であると町長が認めるとき。

（支給方法等）

第7条 町長は、被認定者の指定する金融機関の口座に奨励費を振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被認定者が支払うべき学用品費等、給食費及び校外活動費等に未納があるときは、当該被認定者の同意を得て、被認定者に支払うべき奨励費の全部又は一部を当該未納の費用に充てることができる。

（奨励費の返還）

第8条 町長は、被認定者が第6条第3項第4号の規定に該当したことにより、同条第1項又は第2項の認定を取り消した場合において、既に奨励費が支給されているときは、被認定者に対し期限を定めて当該奨励費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってした申請、認定の決定その他の行為であって、改正後の瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、認定の決定その他の行為とみなす。
- 3 この告示の施行の後、旧要綱様式第 2 号により新要綱第 4 条第 1 項の規定による申請があったときは、新要綱様式第 2 号により申請があったものとみなす。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 8 日告示第 4 8 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 3 1 年度の新入学用品費の支給認定を受けた者の特例)
- 2 改正後の瑞穂町就学援助費支給要綱別表の規定は、同要綱第 4 条第 2 項の規定による申請に係る就学援助の認定を平成 3 1 年 2 月 1 日に受けた者から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 1 1 日告示第 1 0 7 号）

この告示は、告示の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

支給費目	支給金額	対象者
学用品費等	国の定める額	第 2 条第 1 号に該当する者
新入学用品費	国の定める額	第 2 条第 1 号に該当する第 1 学年の児童又は生徒の保護者であって、第 6 条第 1 項の規定により 4 月 1

		日又は同条第２項の規定により２月１日に認定があったもの。ただし、瑞穂町就学援助費支給要綱の規定による新入学用品費の支給対象となる者を除く。
修学旅行費	修学旅行に参加するために直接必要な経費で、保護者が負担する額	第２条第１号に該当する者
校外活動費（宿泊を伴うもの）	宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な経費で、保護者が負担する額	第２条第１号に該当する者
給食費	実 費	第２条第１号に該当する者
校外活動費	遠足、社会科見学等に参加するために直接必要な交通費及び見学科	第２条第１号又は第２号に該当する者
通学費	教育委員会が認めた交通手段を利用し、最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費	第２条第１号又は第２号に該当する者

備考

- 1 「国の定める額」とは、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和３１年政令第８７号）第１条第１項に基づき、文部科学大臣が定める額をいう。
- 2 新入学用品費の支給は、児童の小学校の入学及び生徒の中

学校の入学を事由として、それぞれ 1 人につき 1 回に限る。

- 3 新入学用品費の項支給額の欄中「国の定める額」は、第 6 条第 2 項の規定により入学する年の 2 月 1 日に認定を受けた者（以下「入学前支給被認定者」という。）に支給された額と入学前支給被認定者に係る児童又は生徒が入学する年度の国の定める額に差額を生じたときは、既に支給された額に当該差額を加え、又は既に支給された額から当該差額を減じた額とする。
- 4 入学前支給認定者に係る児童又は生徒が当該年の 3 月 31 日までに町の区域外に転出したときは、第 6 条第 3 項第 2 号の規定により、就学奨励の認定の決定を取り消し、前項の規定を適用しない。
- 5 第 3 項に規定する場合において、入学前支給被認定者に係る児童又は生徒が入学する年度の国の定める額が、当該年度の前年度の新入学用品費の国の定める額を下回ることとなることが見込まれるときは、当該前年度の新入学用品費の額を超えない範囲内において、町長が定める額を支給金額とすることができる。